

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 3

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課】 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を追加するため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月22日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第2号

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成29年北九州市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第16条第1号」を「第16条第2号」に改める。

第11条第1号イ中「第31条第1号チ、ヌ及びワ」を「第31条第1号リ、ル及びワ」に改める。

第12条第1号中「若しくは」の次に「当該者の」を加え、同条第2号中「第37条第4号」を「第37条第5号」に改め、「若しくは」の次に「当該者の」を加える。

第13条第1号中「配偶者若しくは」の次に「当該者の」を加え、同条第2号中「第38条第2号」を「第38条第3号」に改め、「若しくは」の次に「当該者の」を加え、同条第3号中「第38条第3号」を「第38条第4号」に改め、「若しくは」の次に「当該者の」を加える。

第16条第1号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第28条第2項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

第16条第2号中キをクとし、エからカまでをオからキまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該変更に係る障害者又は障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条第1号及び第2号の改正規定（「若しくは」の次に「当該者の」を加える部分に限る。）、第13条第1号の改正規定並びに第13条第2号及び第3号の改正規定（「若しくは」の次に「当該者の」を加え

る部分に限る。) 公布の日

(2) 第5条及び第11条第1号イの改正規定並びに第12条第2号並びに第13条第2号及び第3号の改正規定(「若しくは」の次に「当該者の」を加える部分を除く。) 令和6年3月1日

北九州市公告第142号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月22日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
令和6年度指導者用デジタル教科書ライセンスの借入れ 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月7日
- 4 落札者の名称及び住所
福岡県教科図書株式会社
福岡市中央区清川二丁目21番4号
- 5 落札金額
1億2,938万2,550円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年12月28日
- 8 落札方式
最低価格による。